

平成 30 年 11 月 29 日

お客様各位

ベトナム向け B/L 記載のお願い

拝啓

貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、ベトナム税関より、ベトナム向けの全貨物に関し、TAX ID および HS CODE の記載を義務づける通知がございましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、今後上記仕向け地へ船積みのお客様は、ドックレシートまたは ACL にて下記項目を記載頂けます様お願い致します。

敬具

記

1. 記載事項 (2 項目)

\*CONSIGNEE TAX ID (輸入者納税登録番号)

\*HS CODE (統計品目番号)

2. 対象貨物

ベトナム向け LCL 及び FCL 貨物

3. 適用開始日

2018 年 12 月 1 日 出港本船より

尚、記載漏れの場合は罰金対象（お客様負担）や輸入通関に支障をきたし、貨物引き取りの遅れ等が生じる場合がございますので、ご留意いただけます様お願い致します。

以上

尚、ご不明な点などがございましたら、下記担当部署へお問い合わせ下さい。

東京  
03-5643-3600

大阪  
06-6120-6221

名古屋  
052-269-2866

福岡  
092-600-1091